

## 特集：改正健康増進法—変わる受動喫煙対策—

## ＜総説＞

## 健康増進法の一部を改正する法律の全面施行について

藤下真奈美

厚生労働省健康局健康課たばこ対策専門官

## Full enforcement of the revision of a part of the Health Promotion Act

FUJISHITA Manami

Health Service Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

## 抄録

我が国では、平成15年以来、健康増進法（平成14年法律第103号）により、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられ、これまで一定の成果を上げてきた。しかしながら、依然として多くの国民がこうした施設において、受動喫煙の機会を有している状況にある。また、平成17年に、日本も締約国である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下「FCTC」という。）が発効し、平成19年の第2回FCTC締約国会合において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された。FCTC第8条においては、締約国に対し、「屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置」を求めている。こうした状況に加え、国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であることを踏まえ、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号、以下「改正法」という。）が平成30年7月に成立した。

この改正法では、①望まない受動喫煙をなくすこと、②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮すること、③施設の類型・場所ごとに対策を実施することの3つの基本的な考え方を示している。

また、改正法では、一定の場所を除いて禁煙とすることが法律上の義務として明記された。この義務に違反した場合は、都道府県知事等による指導、勧告、命令等により改善を促し、これに従わない場合に過料が設けられている。改正法は、規制の内容に応じて段階的に施行されてきたが、令和2（2020）年4月1日に全面施行となった。

改正法により、今まで各施設によってばらばらとなっていた喫煙場所に関するルールが統一的なものとなり、望まない受動喫煙が生じない環境の整備が進むこととなった。また、喫煙をする際には望まない受動喫煙が生じないように、周囲に配慮すべき旨の規定を設けている。さらに、改正法による規制のみならず、受動喫煙による健康影響の周知啓発や喫煙専用室を設置する事業主に対する支援もあわせて行うこととしており、こうした取組を通じて、喫煙をする人もしない人もお互いに尊重し合い、気持ちよく過ごすことができる環境が実現していくことを期待しつつ、引き続き受動喫煙対策に取り組んでいきたい。

キーワード：健康増進法の一部を改正する法律、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、受動喫煙対策

連絡先：藤下真奈美

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda, Tokyo 100-8916, Japan.

[令和2年4月17日受理]

## Abstract

In Japan, since 2003, the Health Promotion Law obliges managers of public facilities to make efforts to prevent second-hand smoke, and it has achieved a certain degree of success. However, many people are likely to be exposed to second-hand smoke in these facilities. In 2005, the World Health Organization Framework Convention on Tobacco Control (FCTC) came into force, and the “Guidelines for Protection from exposure to tobacco smoke” was adopted at the Second Conference of the Parties (COP) in 2007. Article 8 of the FCTC states: “Each Party shall adopt and implement in areas of existing national jurisdiction as determined by national law and actively promote at other jurisdictional levels the adoption and implementation of effective legislative, executive, administrative and/or other measures, providing for protection from exposure to tobacco smoke in indoor workplaces, public transport, indoor public places and, as appropriate, other public places.” Therefore, it is necessary to strengthen the measures against passive smoking to promote the health of people. Based on these circumstances, the Revision of a Part of the Health Promotion Act (Revised Law) was enacted in July 2018.

The revised law outlines three basic concepts: (1) eliminating unwanted second-hand smoke, (2) giving special consideration to children and patients whose health is greatly affected by it, and (3) implementing measures for each type and location of facilities.

The revised law also stipulates that smoking should be prohibited, except in certain places. Violators of this law will be urged to improve based on guidance, recommendations, and orders by the prefectural governors, etc., and fines will be imposed if they are not followed. The revised law, which had been enforced in stages according to the content of regulations, came into full force on April 1, 2020.

The revised law has unified the rules on smoking areas, which had been separated by each facility, and promoted the development of an environment in which unwanted second-hand smoke did not occur. In addition, to prevent unwanted second-hand smoke, there is an obligation to consider the surroundings when smoking. Furthermore, in addition to the regulations under the revised law, efforts will be made to raise awareness of the harmful effects of second-hand smoke and support the businesses that have established smoking rooms. Through these efforts, we expect to create an environment in which both smokers and non-smokers can respect each other and hope that this is an environment where people can spend time comfortably. We will continue to work on second-hand smoke measures.

**keywords:** the Revision of a Part of the Health Promotion Act, the World Health Organization Framework Convention on Tobacco Control, second-hand smoke

(accepted for publication, April 17, 2020)

## I. 受動喫煙による健康影響

受動喫煙による健康影響は科学的に明らかとなっており、受動喫煙によりリスクが高まる病気としては、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等が挙げられている[1, 2]。受動喫煙にさらされなければ、年間約1万5,000人がこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている[3]。

## II. 健康増進法の見直しの経緯

我が国では、平成15年以来、健康増進法（平成14年法律第103号）により、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられ、これまで一定の成果を上げてきた。しかしながら、依然として多くの国民がこうした施設において受動喫煙を経験している状況にある。また、平成17年に、日本も締約国である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組

条約」（以下「FCTC」という。）が発効し、平成19年の第2回FCTC締約国会合において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された。FCTC第8条においては、締約国に対し、「屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置」を求めている。こうした状況に加え、2年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であることを踏まえ、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が平成30年7月25日に公布された。

## III. 改正法の趣旨

受動喫煙対策は、これまで各施設において、努力義務

**改正の趣旨**

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

**【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす**

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

**【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮**

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

**【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施**

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

**改正の概要**

**1. 国及び地方公共団体の責務等**

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

**2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等**

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】
原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内でのみ喫煙可)			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。  
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。  
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。  
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。  
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

**3. 施設等の管理権原者等の責務等**

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

**4. その他**

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**施行期日**

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

図1 改正法の概要

健康増進法の一部を改正する法律の全面施行について

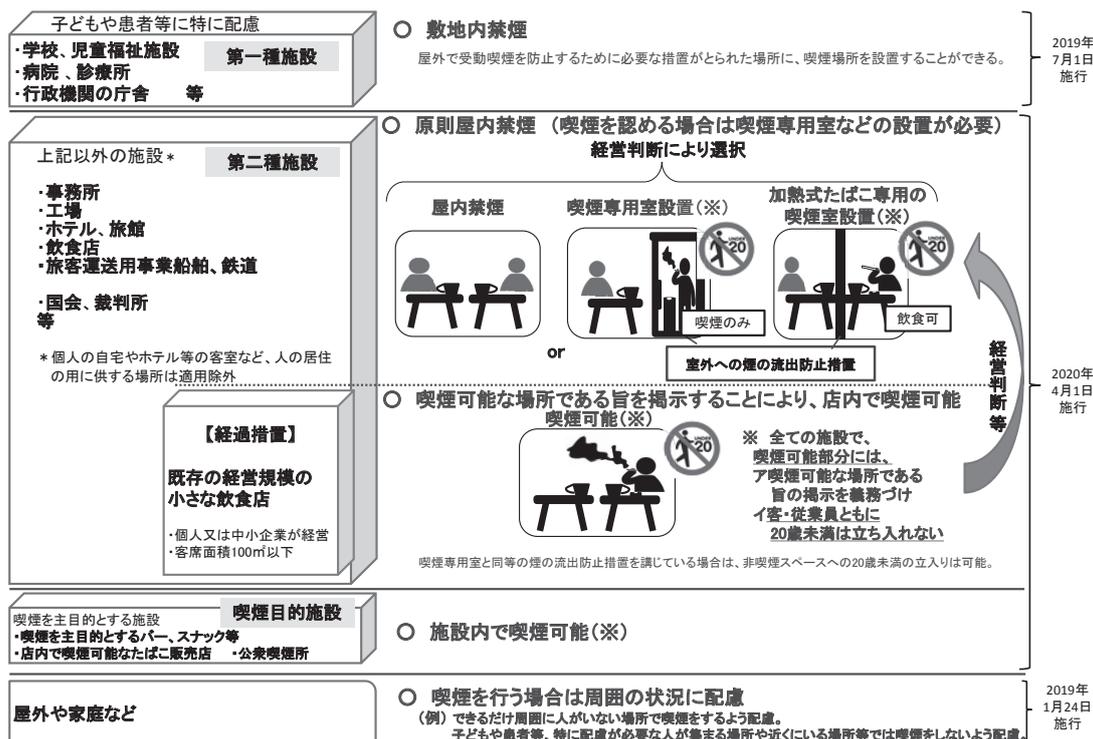


図2 改正法の体系

による自主的な対応が講じられてきたが、今回の改正法では、①望まない受動喫煙をなくすこと、②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮すること、③施設の類型・場所ごとに対策を実施することの3つの基本的な考え方を示している。なお、多数の者が利用する施設とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであり、個人で経営している事務所や商店などであっても、来客や従業員がいる場合は改正法の規制の対象となる(図1, 2)。

については、敷地内禁煙となり屋内は完全に禁煙としている。屋外も原則禁煙だが、喫煙をすることができる場所を区画すること等といった受動喫煙防止のための措置を講じた場合は喫煙場所(特定屋外喫煙場所)を設置することができる。当該場所でのみ喫煙をすることができることとしている。ただし、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設においては、受動喫煙を防止する観点から敷地内禁煙とすることが望ましく、特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに留意しなければならない。

IV. 各施設等において求められる受動喫煙対策の措置

1. 学校、病院、行政機関の庁舎等(第一種施設)

受動喫煙による健康影響が大きい、二十歳未満の者、患者等が主な利用者である学校や病院、児童福祉施設等、また、都道府県や市町村の庁舎などの行政機関の庁舎に

2. 事務所、飲食店、ホテル、旅館等(第二種施設)

前述以外の事務所、飲食店、ホテル、旅館等については、原則屋内禁煙となり、喫煙専用室を設置した場合にはのみ当該喫煙専用室において喫煙をすることができる。この場合、禁煙の場所で望まない受動喫煙が生じないように、喫煙専用室については、厚生労働省令で定めるたば

- 喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。
  - ① 入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
    - ※ 入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。
  - ② 壁、天井等によって区画されていること
  - ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
- ※ 1 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能
- ※ 2 法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする
- ※ 3 施行時点で既に存在している建築物であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあつては、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

図3 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

- 喫煙を主目的とする施設は、①公衆喫煙所、②喫煙を主目的とするバー、スナック等、③店内で喫煙可能なたばこ販売店の3種類であり、具体的要件は以下のとおり。
- ① 公衆喫煙所
    - ・ 施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること
  - ② 喫煙を主目的とするバー、スナック等
    - ・ たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること
    - ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること
    - ※「通常主食と認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいう。
  - ③ 店内で喫煙可能なたばこ販売店
    - ・ たばこ又は喫煙器具の販売（たばこについては、対面販売に限る。）をしていること
    - ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと
- （参考）法律における「喫煙目的施設」の定義  
 「多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。」

図4 喫煙目的施設の要件

この煙の流出を防止するための技術的基準を満たす必要がある（図3）。

また、改正法の施行時点（2020年4月1日）において現に存する飲食店のうち、経営規模の小さい飲食店（個人又は資本金5,000万円以下の中小企業が運営するものであって、客席面積が100㎡以下のものをいう。）については、直ちに喫煙専用室の設置を行うことが事業継続に影響を与えると考えられることから、これに配慮し、標識の掲示等を行うことで、店内において喫煙をすることができるとする経過措置を設けている。なお、改正法の施行後に新たに開設する飲食店については、この経過措置の対象とはならず、原則屋内禁煙となる。

### 3. 公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等（喫煙目的施設）

喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設については、当該施設に該当する要件を政令で定めており（図4）、当該要件に該当する公衆喫煙所やいわゆるシガーバー等については、店内の一部又は全部の場所において飲食等をしつつ喫煙をすることができる喫煙目的室を設置することができる。なお、喫煙目的室についても、厚生労働省令で定めるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たす必要がある。

### 4. 公共交通機関

多数の者が利用する施設と同様、公共交通機関も受動喫煙対策を講じなければならない対象となる。具体的には、旅客の運送を行うための事業に用いられる航空機、バスやタクシーといった自動車の内部は禁煙となり、鉄道や船舶の内部は原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）という扱いになる。

### 5. 改正法の規制の適用除外

改正法においては、プライベートな居住場所については、法が強制力を持って立ち入ることが馴染まないことから、改正法の規制の対象外としている。具体的には、家庭や旅館・ホテルの客室等が規制の適用除外の場所と

なる。ただし、このような場所において喫煙をする際にも、望まない受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮することが必要な旨の規定を設けており、例えば、家庭内であっても、子どもが隣にいる場合には喫煙をしないといった配慮をすることが望ましい。

## V. 国・地方公共団体、施設の管理権原者等の責務

### 1. 国及び地方公共団体の責務

改正法によって、施設の屋内等における受動喫煙対策の措置が法律上の義務として強化されたが、望まない受動喫煙の防止に関する取組をより一層促進する観点から、事業者や個人に対して受動喫煙防止のための義務を課す当事者である国や、条例策定や改正法に基づく事務を担う地方公共団体は、受動喫煙による健康影響に関する知識の普及啓発や、屋外分煙施設の設置等といった受動喫煙の防止に必要な環境の整備等の措置を推進するように努めなければならないこととしている。あわせて、望まない受動喫煙を防止するためには、国や地方公共団体といった行政主体のみならず、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者が相互に連携を図り協力することが重要であることから、これらの者は受動喫煙対策の推進について連携して協力するように努めなければならないこととしている。

### 2. 施設の管理権原者等の責務

前述のように、施設の管理権原者等は各施設の類型に応じて、喫煙場所を設ける際は、たばこの煙の流出の防止に係る技術的基準を満たした喫煙専用室や喫煙目的室等を設置しなければならないこととなるが、これに加えて、望まない受動喫煙の防止のため、次の義務を遵守しなければならない。

#### 1) 喫煙器具及び設備の設置の禁止

各施設の管理権原者等は、禁煙の場所に、灰皿等の喫煙のための器具や設備を利用できる状態で設置してはならないこととしている。これに違反した場合については、



図5 喫煙専用室標識等の標識例

都道府県知事等による指導，改善が見られない場合における勧告・命令等，さらにこの命令に違反した場合における50万円以下の過料が設けられている。

2) 禁煙場所における喫煙の中止

各施設の管理権原者等は，禁煙場所において，喫煙をしている者や喫煙をしようとしている者がいる場合には，喫煙の中止や禁煙場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3) 標識の掲示

各施設の管理権原者は喫煙専用室等を設置する場合には，これらの室の出入口の見やすいところに，当該室が喫煙専用室等であることや二十歳未満の者の立入りが禁止されていることを記載した標識を掲示しなければならない。また，施設に喫煙専用室等を設置した場合は，施設の主たる出入口の見やすいところに，喫煙専用室等が設置されている施設である旨を記載した標識を掲示しなければならない。なお，これらの標識等の例については，厚生労働省の特設サイト（「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>）でも公表しているため（ダウンロード可），ご活用いただきたい（図5）。

4) 喫煙専用室等における技術的基準の適合維持

喫煙専用室等を設置した場合において，施設の管理権原者は，たばこの煙の流出の防止に係る技術的基準を満たしている喫煙専用室等を設置することはもちろん，設置後においてもメンテナンス等を通じて，当該喫煙専用室等の構造や設備が技術的基準に適合するように維持し

なければならない。

5) 二十歳未満の者の立入禁止

今回の改正法の基本的な考え方の1つとして，受動喫煙による健康影響の大きい者に特に配慮することを掲げており，これを踏まえ，各施設の管理権原者等は喫煙専用室等の喫煙可能な場所に，二十歳未満の者を立ち入らせてはならないこととしている。これは従業員であっても同様であり，二十歳未満の者を喫煙場所に立ち入らせずに勤務することができるよう，例えば，勤務シフトや店内レイアウトを工夫するといった対策に取り組んでいただく必要がある。なお，具体例については，ガイドライン等で示している。

6) 喫煙目的室設置施設における書類の保存等

喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たした喫煙目的施設において，喫煙目的室を設置した喫煙目的施設の管理権原者は，当該喫煙目的施設が政令で定める要件に該当する施設であることを明らかにするため，当該喫煙目的施設において，厚生労働省令で定める書類を保存しなければならない。また，当該喫煙目的施設についての宣伝や広告を行うときは，喫煙目的室を設置した施設であることを明らかにしなければならないこととなる。

7) 経過措置の対象となる小規模飲食店における書類の保存等

前述の経過措置を利用する小規模飲食店については，当該飲食店が前述の要件に該当するものであることを明らかにするための資料を保存しなければならない。また，

当該飲食店についての宣伝や広告を行うときは、経過措置を利用している飲食店であることを明らかにしなければならないこととしている。

### 3. その他

今回の改正法により、全ての人は、禁煙の場所では喫煙をしてはならないことが法律上の義務として明記された。この義務に違反して喫煙をした場合については、都道府県知事等による喫煙の中止や禁煙の場所からの退出命令、これに従わない場合には30万円以下の過料が設けられている。

## VI. 加熱式たばこの取扱い

加熱式たばこについては、その主流煙の中に、健康に影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれていることが明らかとなっているが、現時点の科学的知見では、受動喫煙による将来的な健康影響を予測することは困難である。そのため、受動喫煙による健康影響が明らかになっている紙巻たばこ同様の規制は行わず、当分の間、第二種施設や喫煙専用室を設置することができる公共交通機関においては、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室内でのみ喫煙をすることができることとしている。この加熱式たばこ専用の喫煙室においては飲食等も可能となる。なお、第一種施設においては敷地内禁煙であるため、加熱式たばこについても特定屋外喫煙場所以外では喫煙をすることはできず、喫煙専用室を設置してはならない公共交通機関においても、加熱式たばこの喫煙をすることはできない。

## VII. 改正法の施行

改正法については、規制の内容の周知や喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出の防止に係る技術的基準に対応するための準備期間等を設けることが必要であることを踏まえ、規制の内容に応じて、段階的に施行してきた(図2)。

まず、国や地方公共団体の責務、喫煙をする際の配慮義務等といった内容については、平成31(2019)年1月24日に施行された。また、特に受動喫煙による健康影響が大きい者が利用する病院、学校等の第一種施設については、より迅速な規制の施行が望ましいことから、一定の周知期間を置いた上で、令和元(2019)年7月1日に施行され、令和2(2020)年4月1日に全面施行された。

## VIII. 終わりに

今回の改正法において、一定の場所を除いて禁煙とすることが法律上の義務として明記されたことで、今まで受動喫煙対策について努力義務に留まっていたために各施設によってばらばらとなっていた喫煙場所に関する

ルールが統一的なものとなり、望まない受動喫煙が生じない環境の整備が進むこととなった。また、家庭や路上などの喫煙が可能な場所であっても、周囲への配慮は必要であり、法律においても、喫煙をする際には望まない受動喫煙が生じないように、周囲に配慮すべき旨の規定を設けている。この趣旨を踏まえ、例えば、周囲に二十歳未満の者や患者、妊婦がいるような場合には、喫煙をしないといった配慮がなされることが望ましい。これに加え、改正法による規制のみならず、受動喫煙による周知啓発や喫煙専用室を設置する事業主に対する支援もあわせて行うこととしており、こうした取組を通じて、喫煙をする人もしない人もお互いに尊重し合い、気持ちよく過ごすことができる環境が実現していくことを期待しつつ、引き続き受動喫煙対策に取り組んでいきたい。

## 参考文献

- [1] U.S. Department of Health and Human Services. The Health Consequences of Smoking -50 Years of Progress: A Report of the Surgeon General, 2014. [https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK179276/pdf/Bookshelf\\_NBK179276.pdf](https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK179276/pdf/Bookshelf_NBK179276.pdf) (accessed 2020-04-10)
- [2] 喫煙の健康影響に関する検討会. 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書. 2016. p.55-81. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000172687.pdf> (accessed 2020-04-10)  
Kitsuen no Kenko Eikyo ni kansuru Kentokai. [Kitsuen to kenko: Kitsuen no kenko eikyo ni kansuru kentokai hokokusho.] 2016. p.55-81. (in Japanese) (accessed 2020-04-10)
- [3] 片野田耕太, 笹月静. 受動喫煙と肺がんについての包括的評価および受動喫煙起因死亡数の推計. 厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究(研究代表者:片野田耕太)」平成27年度総括研究報告書. <https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201508017A> (accessed 2020-04-10)  
Katanoda K, Sasazuki S. [Judo kitsuen to haigan ni tsuite no hokatsuteki hyoka oyobi judo kitsune kiin shibosu no suikei.] Health, Labour and Welfare Sciences Research Grants, Comprehensive Research on Life-Style Related Diseases including Cardiovascular Diseases and Diabetes Mellitus "Tobacco taisaku no kenko eikyo oyobi keizai eikyo no hokatsuteki hyoka ni kansuru kenkyu"(Kenkyu daihyosya: Katanoda Kota) Heisei 27 nendo sokatsu kenkyu hokokusho.] <https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201508017A> (in Japanese) (accessed 2020-04-10)